

関係所属長 殿

交規発第300号

平成16年9月7日

10年保存(係)

本 部 長

行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について(通達)

行政書士法の一部を改正する法律(平成15年法律第131号。以下「改正法」という。)は平成15年7月31日に、行政書士法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第104号。以下「改正省令」という。)は平成16年7月12日に公布され、それぞれ本年8月1日から施行された(別添1及び別添2参照)。

この度の法律改正及び省令改正の内容及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、特に行政書士等の関与の機会が多い自動車保管場所証明申請書等の取扱いについて遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において「法」とは改正法による改正後の行政書士法(昭和26年法律第4号)を、「規則」とは改正省令による改正後の行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)をいうものとする。

#### 記

### 1. 改正の内容

#### (1) 改正の趣旨

この度の行政書士法の改正は、行政書士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、行政書士の業務を行うことを目的とする行政書士法人の設立を可能にするとともに、研修、懲戒手続等に関する規定を整備することとしたものである。

また、行政書士法施行規則の改正は、改正法の施行にあわせ、行政書士法人の業務、他人による業務取扱の禁止の特例等に係る所要の規定を整備することとしたものである。

#### (2) 主な改正内容

##### ア 行政書士法人制度の創設(法第5章関係)

法第13条の3の規定により、行政書士は、行政書士法人(法第1条の2及び第1条の3に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができることとなった。この行政書士法人は、法第13条の6及び規則第12条の2の規定により、行政書士の業務を行うほか、定款で定めるところにより行政書士の業務に附帯し、又は密接に関連する業務等を行うことができることとされている。

なお、下記イ及びウに係る規定は、行政書士法人について準用することとされている。

#### イ 他人による業務取扱の禁止の特例（規則第4条関係）

改正省令による改正前の行政書士法施行規則第4条においては、行政書士は、その業務を他人に行わせてはならないとされていたが、この度の規則改正により、その例外として、行政書士が、依頼人の同意を得て、他の行政書士又は行政書士法人にその業務を行わせることが認められることとなった。

この結果、行政書士が、依頼者の同意を得て、

- ① 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること
- ② 当該書類を官公署に提出する手続について代理すること
- ③ 当該書類のうち契約その他に関するものを代理人として作成すること等を他の行政書士又は行政書士法人に行わせることが可能となり、上記②及び③については復代理も認めることとなった。

#### ウ 記名押印の位置の自由化等（規則第9条第2項関係）

改正省令による改正前の行政書士法施行規則第9条第4項においては、行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を附記し、記名して職印を押さなければならないこととされており、実務上は、欄外に作成の年月日の附記及び記名押印を行うことが一般的であった。

しかし、行政書士が電子情報処理組織を使用した申請等を代行する場合には、一般に、電磁的記録の作成の年月日の入力に困難であるとともに、氏名及び職印の情報を電磁的記録の末尾又は欄外に入力することも困難である場合が多いことにかんがみ、当該年月日については附記を要しないこととするとともに、記名押印については位置を問わないこととした。

## 2 法及び規則の運用に関する留意事項

### (1) 行政書士法人が代理人として作成又は提出した自動車保管場所証明申請等の取扱いについて

従来、行政書士が代理人として作成又は提出した自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）の取扱いについては、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成14年7月10日付け高交規発第247号。別添3参照）により運用されてきたところであるが、同通達2(1)から(4)までの内容は、行政書士法人が代理人として作成又は提出した申請書等について準用することとする。

### (2) 復代理について

復代理人たる行政書士若しくは行政書士法人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該行政書士若しくは行政書士法人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者又は届出者が作成する委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）及び代理人たる

行政書士又は行政書士法人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認すること。

3 その他

- (1) 上記留意事項については、交通規制課から高知県行政書士会に対して指導を行うこととしている。
- (2) 行政書士又は行政書士法人から改正法又は改正省令の施行に伴う申請書等の取扱いについて要望、苦情等を受理した場合には、交通規制課まで速報すること。